

埋蔵文化財の取扱い手順

埋蔵文化財の包蔵地で、土地の掘削等（建築物及び駐車場等の建設、土木及び造成工事等）を行う場合は、以下のとおり手続きが必要ですのでお問合せください。

1 工事の計画段階

遺跡のある地域かどうか教育委員会へ問合せ（掘削、発掘等の60日前）

※可能な限り早めにお問合せをお願いします。

※電話でお問合せいただくことも可能ですが、詳細は窓口でご確認ください。

2 和光市教育委員会 生涯学習課へ提出するもの

（1）予定地が埋蔵文化財包蔵地の場合

・確認調査（試掘）をしていない地点の場合…

①発掘届（93条）および添付書類。

②確認調査依頼書 を提出。

確認調査には、建築主または代理人の方の立会が必要となるので、提出する際に確認調査の希望日を何日かお伝えください。（可能であれば、月曜日以外。）

確認調査で掘削する面積は概ね敷地の1割程度で、調査には1日～3日かかります。

また、確認調査にかかる費用は公費負担です。

・確認調査（試掘）が終了している地点の場合…

①発掘届（93条）および添付書類。

（2）包蔵地外の場合

提出書類なし。ただし、工事中に遺構・遺物等の埋蔵文化財が発見されたときは、速やかに生涯学習課にご連絡ください。

3 確認調査（試掘）について

（1）確認調査（試掘）等で埋蔵文化財（遺跡）が確認された場合…

遺跡が確認された場合は、記録保存のため発掘調査が必要となります。

①自己専用住宅・農地改良の場合、発掘調査の直接経費は公費負担。

②事業・営業用の場合、建築主の費用負担で発掘調査。

②の場合：・発掘調査については発掘調査機関（調査会社）等と事業主体が委託契約して調査を実施。

・発掘調査期間とは別に、調査会社の選定・決定から準備等は、一定程度の期間かかる。

・発掘調査費用は状況によるが、概ね㎡あたり30,000円以上。どのような遺構が確認されたかによって、金額や期間が大幅に変わる。発掘調査期間等のシミュレーションは、埼玉県によって定められている積算シミュレーションをもとに行う。

（2）確認調査（試掘）等で埋蔵文化財（遺跡）が確認されなかった場合…

確認調査（試掘）結果報告に基づき着工可能です。

（3）重要な遺跡の場合…

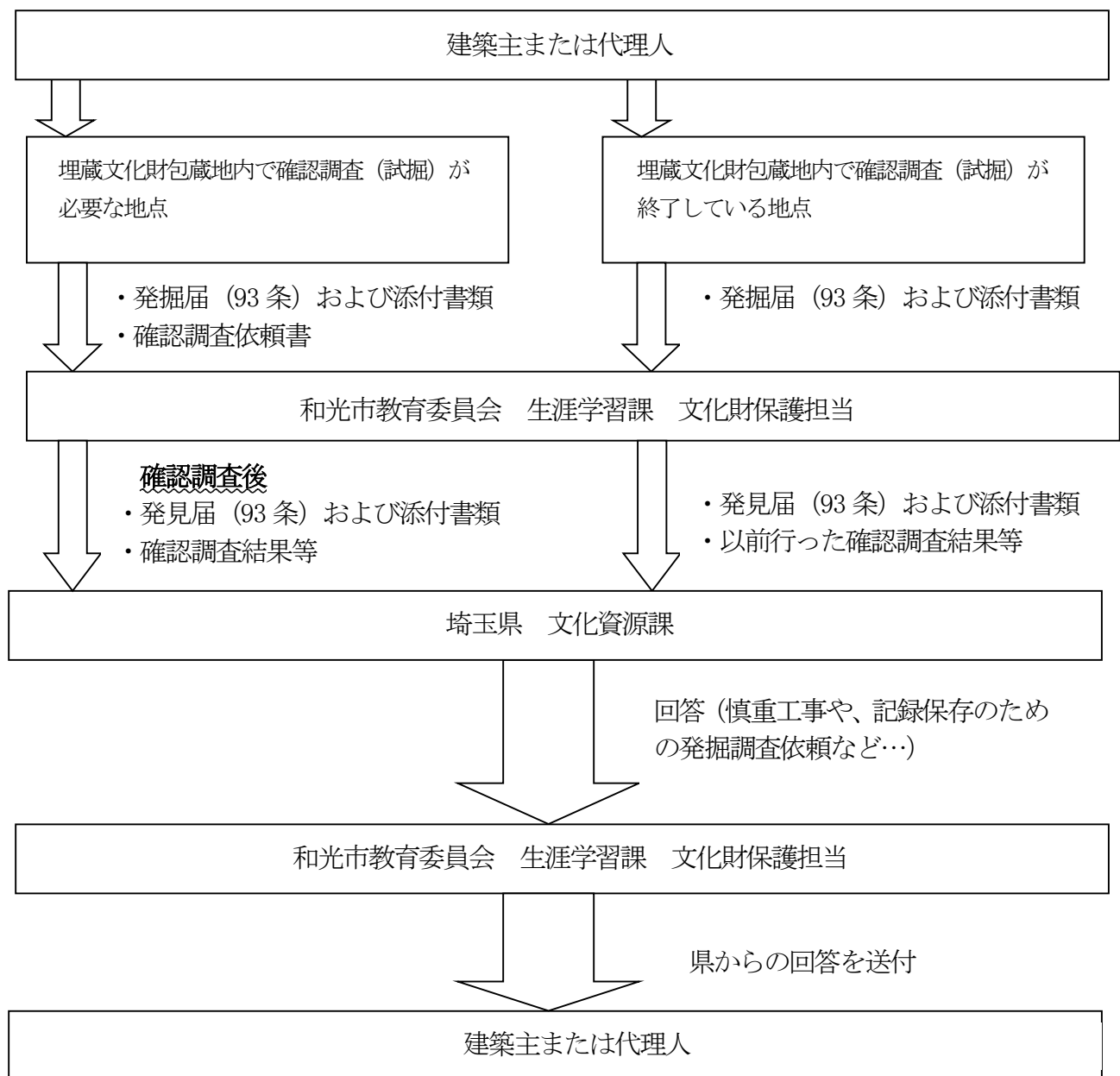
文化庁から建築計画の変更・中止が指示されることがあります。

【問い合わせ先】

和光市教育委員会生涯学習課文化財保護担当

〒351-0192 和光市広沢1-5

TEL：048-424-9119 FAX：048-464-7901



【参考 文化財保護法抜粋】

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 （省略）

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。（H27. 10. 30）

【申請書類データについて】

和光市のホームページ→教育と学習→歴史と文化→文化財→埋蔵文化財について
→発掘調査の申請書類（包蔵地内で土木工事等を予定されている方へ からダウンロードできます。）

※発掘届の記入例は埼玉県のホームページからダウンロードできます。